

継続事業の取扱いについて

1. 継続事業の取扱いについて

「現在の市民協働事業提案制度 実施事業」＜参考資料 3 参照＞

(1) 事業期間（最長 3 年）について

- ・令和 5 年度から事業期間の限度を最長 3 年と設定しました。

(2) 現在までに採択され、成案化された事業について

- ・既存事業において、3 年以上継続しているものは取扱いの検討が必要。
- ・継続して事業提案を行う団体については、これまでの実績を踏まえ、新たな創意工夫性等を加えた提案をしてもらう必要あり。

2. 適応開始時期について

令和 6 年度は広報・周知期間とし、各団体へ周知を行い、今後の意向などを聞き取りを行う。

また、令和 8 年度以降も継続を希望する団体は、「再提案用」の様式を用いてその前年に申請を行う。

○申請の流れ

時 期	内 容	備 考
令和 6 年 4 月	広報・周知期間	各団体へ周知を行い、今後の意向などを聞き取りを行う。
令和 7 年 5 月	申請（再提案）	令和 8 年事業開始分
令和 8 年 4 月	事業実施	1 年目
令和 9 年 4 月		2 年目
令和 10 年 4 月		3 年目

※令和 11 年以降も「協働事業」として、継続を希望する場合は、令和 10 年に再提案が必要。

